○厚生労働省告示第三百三十四号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第六条の規定に基づき、平成二十六年度の標準報酬月額修正率を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○・九九二九五六三九

○厚生労働省告示第三百三十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。

平成二十七年七月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表Ⅱ区分１２９(1)を次のように改める。

(1)　体外型

①　成人用　3,210,000円

②　小児用

ア　血液ポンプ　5,170,000円

イ　心尖部脱血用カニューレ　764,000円

ウ　心房脱血用カニューレ　708,000円

エ　動脈送血用カニューレ　712,000円

オ　アクセサリーセット　342,000円

カ　ドライビングチューブ　82,000円

キ　カニューレコネクティングセット　152,000円

ク　カニューレエクステンションセット　152,000円

別表Ⅸ区分(5)の表１１７(4)②の項の次に次のように加える。

129　補助人工心臓セット (1)　体外型 ②　小児用 ア　血液ポンプ （承認番号） 22700BZX00179000	平成27年８月１日から 平成28年３月31日まで	5,170,000円
129　補助人工心臓セット (1)　体外型 ②　小児用 イ　心尖部脱血用カニューレ （承認番号） 22700BZX00179000	平成27年８月１日から 平成28年３月31日まで	764,000円
129　補助人工心臓セット (1)　体外型 ②　小児用 ウ　心房脱血用カニューレ （承認番号） 22700BZX00179000	平成27年８月１日から 平成28年３月31日まで	708,000円
129　補助人工心臓セット (1)　体外型 ②　小児用 エ　動脈送血用カニューレ （承認番号） 22700BZX00179000	平成27年８月１日から 平成28年３月31日まで	712,000円
129　補助人工心臓セット (1)　体外型 ②　小児用 オ　アクセサリーセット （承認番号） 22700BZX00179000	平成27年８月１日から 平成28年３月31日まで	342,000円
129　補助人工心臓セツト (1)　体外型 ②　小児用 カ　ドライビングチューブ （承認番号） 22700BZX00179000	平成27年８月１日から 平成28年３月31日まで	82,000円
129　補助人工心臓セット (1)　体外型 ②　小児用 キ　カニューレコネクティングセット （承認番号） 22700BZX00179000	平成27年８月１日から 平成28年３月31日まで	152,000円
129　補助人工心臓セット (1)　体外型 ②　小児用 ク　カニューレエクステンションセット （承認番号） 22700BZX00179000	平成27年８月１日から 平成28年３月31日まで	152,000円